

「指定短期入所生活介護」
利用契約書
<令和7年10月1日現在>

社会福祉法人自靖会
特別養護老人ホームいずみ
【東京都指定 第1372311496】

短期入所生活介護サービス利用契約書

<2025年10月1日現在>

- 短期入所生活介護事業
 介護予防短期入所生活介護事業

_____（以下、「利用者」という。）と 特別養護老人ホームいづみ（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行なう短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約の期間は令和____年____月____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 利用者は、利用開始予定日から7日以上のお猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は契約期間中であれば追加利用を申し入れることができます。
- 利用者は、利用開始日の午前10:00以降に入所し、利用終了日の午後5:00までに退所するものとします。
- 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。但し、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条（短期入所生活介護計画）

利用期間が4日間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏えて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

1. 短期入所生活介護の提供場所は「特別養護老人ホームいずみ」です。所在地および設備の概要は<重要事項説明書>の通りです。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は<重要事項説明書>のとおりです。事業者は<重要事項説明書>に定めた内容について、利用者に説明します。
3. 事業者は利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスを提供します。
5. 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
6. 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控を利用者に交付します。
2. 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
3. 事業者はサービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の実施終了後5年間保管します。
4. 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
5. 利用者は当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を有償で受け取ることができます。

第6条（料金）

1. 利用者はサービスの対価として<重要事項説明書>に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日前後に利用者に通知します。
3. 利用者は料金の合計額を利用月翌月末日までに支払います。
4. 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。ただし、口座自動引落・振込み送金を利用した場合は、この限りではありません。

第7条（料金の変更）

1. 事業者は利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。
2. 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条（利用開始前のサービスの中止）

1. 利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午前9時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、<重要事項説明書>に記載する額のキャンセル料を請求させていただきます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は翌月末日までに支払うものとしします。

第9条（利用期間中の中止）

1. 利用者は事業者に対して前日までに申出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
2. 事業者は利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては<重要事項説明書>に記載したとおりです。
3. 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日を含む日数を基準に計算します。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、5日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者がサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい背信行為、迷惑行為（身体的暴力・

精神的暴力・セクシュアルハラスメント等)を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし改善の見込みがない場合。

4. 次の事項に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

第11条 (居室の明け渡し)

1. 第10条 (契約の終了) により契約が終了した場合において、利用者はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務を履行した上で居室を明け渡すものとします。

2. 利用者は契約終了日までに居室を明け渡さない場合または前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までに係わる所定の料金を事業者に対し支払うものとします。

第12条 (残置物の引き取り等)

1. 利用者は契約が終了した後、残置物がある場合には、以下の者を引き取り人 (以下、「残置物の引き取り人」という。) といたします。

氏名 _____ 続柄 _____ 連絡先 _____

2. 事業者は契約が終了した後、残置物がある場合には、身元引受人又は残置物引き取り人にその旨連絡するものとします。

3. 身元引受人又は残置物引き取り人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、身元引受人又は残置物引き取り人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

4. 事業者は、前項ただし書きの場合において、身元引受人又は残置物引き取り人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物 (高価品を除く) を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を身元引受人又は残置物引き取り人に引き渡すものとします。ただし、その引渡しに係る費用は身元引受人又は残置物引き取り人の負担とします。

第13条 (秘密保持)

1. 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合、事業者は利用者及びその家族から予め出来る限り文書で同意を得るようにします。

第14条（個人情報の保護）

事業者は別紙の「施設利用における個人情報使用（取り扱い）についての同意書」に基づいて個人情報の保護及び適正な利用を行います。

第15条（賠償責任）

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第16条（緊急時の対応）

事業者は現に短期入所生活介護の提供を行なっているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第17条（連携）

1. 事業者は短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者はこの契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第18条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第19条（身元引受人）

1. 事業者は利用者に対して、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
2. 前項の身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して履行の責めを負うとともに、次の各号に定める事項について、事業者に対し、又は利用者に代わって履行の責めを負うものとします。
 - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申し込みの措置並びに入院等の費用の支払い負担
 - ②利用者が契約解除の通告を受けた場合は、利用者の身柄の引き取り、又は転居先の確保の措置
 - ③利用者が死亡した場合、遺体の引受、遺留金品の処理その他必要な措置

④前各号の他、利用者の身上に関する必要な措置

3. 利用者は、利用者の身元引受人が死亡もしくは変更するときは、その旨を直ちに事業者に通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。

第20条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第21条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

<所在地> 〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨 4-3-13

<事業者名> 社会福祉法人 自靖会 特別養護老人ホーム いずみ

<代表者> 理事長 井口 愛

<電話番号> 03-6638-7910

利用者

[住所] _____

[氏名] _____ (印)

(代筆者: _____)

家族代表者

[住所] _____
(電話番号: _____)

[氏名] _____ (印)
(利用者本人との関係: _____)

代理人 (成年後見人)

[住所] _____
(電話番号: _____)

[氏名] _____ (印)

「指定短期入所生活介護」
重要事項説明書
<令和7年10月1日現在>

社会福祉法人自靖会
特別養護老人ホームいずみ
【東京都指定 第1372311496】

短期入所生活介護〔重要事項説明書〕

<2025年10月1日現在>

〔事業の目的と運営方針〕

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

〔サービス方針〕

- ・入居者のプライバシーの確保
- ・要介護状態の軽減または悪化の防止
- ・入居者またはその家族へのサービス内容に対する説明
- ・緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止
- ・サービスの質の評価と改善

〔当施設の運営方針〕

自然と笑顔が生まれるような居心地の良い空間を提供することでその人らしい生活が継続できるように支援を目指します。

1. 特別養護老人ホームいずみの概要

(1) 施設の名称及び所在地等

法人名	社会福祉法人 自靖会
法人所在地	東京都江戸川区鹿骨4-3-13
代表者名	理事長 井口 愛
法人設立年月日	令和5年 6月23日
介護保険指定番号	ユニット型介護老人福祉施設 第1372311496（東京都） 従来型介護老人福祉施設 第1372311504（東京都）
開設年月	令和7年 6月1日
入所定員	（特養）104名 （短期）11名

(2) 同施設の設備及び併設事業

建物の構造	鉄筋コンクリート造地上・地上4階
建物の延べ床面積	5,900.80㎡
併設事業	長期入所生活介護 重度心身障害者生活介護 就労継続支援B型 居宅介護支援
施設周辺の環境	江戸川区鹿骨地区に位置し、公園や緑の多い住宅地にあり、静かな環境にあります

(3) 居室の概要と主な共有設備

定員	特別養護老人ホーム	104名	短期入所生活介護	11名
居室の種類	従来型48床	ユニット型56床	ユニット型11床(ユニット数1)	
浴室	総数 12カ所（特殊浴含む）			
洗面所・トイレ	洗面台は各居室、各リビングにあり。			

	トイレは各ユニットに3カ所あり、総数30カ所。
食堂・リビング	各ユニットに1室
理美容室	1室
医務室	1室
相談室	2室
地域交流スペース	1室（パーティションで区切られ最大3室）

(4) 職員の配置状況

職種	常勤換算
管理者（兼務）	1
医師	1
看護職員	4以上
介護職員	22以上
生活相談員	2以上
機能訓練指導員（兼務）	2
（管理）管理栄養士	1
介護支援専門員	2
調理員	必要数
事務員	必要数

2. 短期入所生活介護サービスの内容

(1) ご利用場所

江戸川区鹿骨4-3-13 特別養護老人ホーム いずみ
ユニット型全室個室となっております。

入所時間：ご利用開始日の午前10:00より

退所時間：ご利用終了日の午後5:00まで

(2) 食事

原則として、自立支援のためユニットリビングにて食事をとっていただきます。
生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供できるよう配慮致します。

（基本食事時間）

朝食 8:00～10:00 昼食 12:00～14:00 夕食 18:00～20:00

当施設では利用者の皆様に安全に美味しい食事の提供ができるようにニュークックチルシステムを採用しています。

(3) 入浴

1週間に2回以上の入浴または清拭を行ないます。

ただし、状態に応じて特別浴（機械浴）となる場合があります。

(4) 介護

「居宅サービス計画」に沿った「短期入所生活介護計画」を作成し、計画書に沿って下記の介護サービスを行ないます。

- ① 洗面、整容、着替えの介助

- ② 食事の介助
- ③ 排泄の介助およびおむつ交換
- ④ 施設内の移動の付き添い
- ⑤ 体位の変換および離床、就床介助
- ⑥ シーツ交換等

(5) 健康管理

短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行ないます。夜間など看護職員不在の際の救急対応につきましては、看護職員と連絡体制を確保しながら、介護職員がサービスを提供いたします。

(6) 生活相談

常勤の生活相談員が、介護以外の日常生活に関することも含め、相談サービスを行ないます。

(7) 理美容

当施設では施設内理美容室にて、理美容サービスを実施しております。ただし、料金は別途かかります。

(8) レクリエーション

当施設では年間を通してご利用者に合わせ内容を工夫し、四季の変化に応じた内容のレクリエーションやクラブ活動を行なっています。行事、クラブによっては別途参加費のかかるものもあります。

(9) 個別機能訓練

当施設では、個別に希望のあった場合につき、機能訓練指導員による個別機能訓練計画書の作成、定期的な居宅訪問を行い訓練内容の見直しを行います。

3. 料金

ご利用料に関しては、法改正及び自治体からの通知に合わせ、対応させていただきます。変更の場合はご説明により了承頂くこととします。

(1) 利用料金

地域区分（特別区）：1級地 1単位=11.10円

① 介護サービス費（併設型ユニット型短期入所生活介護費（I））

介護度	1日あたりの単位	(1日あたりの利用料)	1日あたりの自己負担額
要支援1	529 単位	(5,871) 円	588 円
要支援2	656 単位	(7,281) 円	729 円
要介護1	704 単位	(7,814) 円	782 円
要介護2	772 単位	(8,569) 円	857 円
要介護3	847 単位	(9,401) 円	941 円
要介護4	918 単位	(10,189) 円	1,019 円
要介護5	987 単位	(10,955) 円	1,096 円

<加算>

人員配置、サービス状況により次の単位が加算されます。(1日(回)につき)

施設体制加算 (1日あたり)	単位数 (単価・10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
看護体制加算(Ⅰ)	4単位(44円)	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	8単位(88円)	9円	18円	27円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位(199円)	20円	40円	60円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数13.6%を乗じた単位数			

その他の加算(随時)				
送迎加算(片道)	184単位(2042円)	205円	409円	613円
個別機能訓練加算/1日	56単位(621円)	63円	125円	187円
看取り連携体制加算/1日 (死亡日及び死亡日以前30日以下)	64単位(710円)	71円	142円	213円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日	200単位(2220円)	222円	444円	666円
若年性認知症利用者受入加算/1日	120単位(1332円)	134円	267円	400円
緊急短期入所受入加算/1日	90単位(999円)	100円	200円	300円
療養食加算/1回	8単位(88円)	9円	18円	27円
医療連携強化加算	58単位(643円)	65円	129円	193円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日区市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

② 食費

介護保険からの補足給付に応じた金額をお支払い頂きます。

所得段階	1日
第1段階 生活保護受給者など	300円
第2段階 年収80万円以下	600円
第3段階① 年収80万円超120万円以下	1000円
第3段階② 年収120万円超	1,300円
第4段階 課税世帯の方(補足給付なし)	2,400円

食事内訳

朝食代	700円
昼食代	950円
夕食代	750円

1日合計	2,400円
------	--------

※食費は実際に召し上がった1食毎にお支払い頂きます。

③ 滞在費

所得の段階により負担限度額認定を受けた方は、介護保険から補足給付が成されるため、所得に応じた金額をお支払い頂きます。

所得段階	自己負担額
第1段階 生活保護受給者など	820円
第2段階 年収80万円以下	820円
第3段階 ① 年収80万円超120万円以下	1,310円
第3段階 ② 年収120万円超	1,310円
第4段階 課税世帯の方（補足給付なし）	2,400円

④ その他の日常生活費

(1) 個人用の日用品、ご希望により参加されるクラブ活動や行事における費用等は個別に実費徴集させていただきます。

(2) 理美容代 3,000円より

(3) 通院 協力病院以外の通院に係わる費用

(4) レンタルTV 1日につき200円

⑤ 送迎代

片道2,042円 自己負担額は、1割(205円)となります。

※通常の送迎サービス実施地域を超える交通費については、事業所から送迎サービス実施地域を超えて1kmにつき50円頂きます。

(送迎サービス提供実施地域：江戸川区全域 葛飾区(鎌倉・細田) 江東区(大島9丁目)

⑥ その他

施設サービスの提供とはいえない費用については実費相当の範囲内で徴収させていただきます。

(例) 個人の趣味嗜好に関するもの、被服費、個人用の新聞雑誌、贅沢品、および一般的に想定されない、サービス提供の範囲をこえるもの

(2) キャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午前9時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	本来の居室料 2,400円

※ご利用日が月曜日又は休前日の場合、前前日とします。

(3) 利用中の中止の場合

退所日を含む日数を基準に計算します。

(4) 支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求を致しますので、末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。ただし、口座自動引落、振込みを利用した場合はこの限りではありません。お支払い方法は、原則、口座自動引落でお願いいたします。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員へご相談ください。担当の介ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は2ヶ月前（前月1日〆切）より受付をしています。

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、ご利用期間中であってもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① ご利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合、感染症が疑われる場合
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

上記の場合必要に応じてご家族または緊急連絡先へ連絡し、速やかに主治の医師にも連絡を取る等の必要な措置を講じます。また、料金は退所日を含む日数を基準に計算します。

(3) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ご利用者がお亡くなりになった場合
- ご利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。

③ 事業者の申し出により利用契約を終了する場合

- ご利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
- やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。なお、この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

5. ハラスメントについて

当施設では、利用者様・ご家族様との信頼関係を大切にしておりますが、職員や他の利用者様に対する以下にあるような暴言、暴力、威嚇、セクシュアルハラスメント、不当な要求などのいわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為があった場合には、職員の安全確保や他の利用者様へのサービス提供に支障が生じるため、対応を中止・制限させていただく場合がございます。改善が見られない場合には、契約の解除を含めた対応を検討させていただきます。

- 暴力行為、暴言、威嚇行為
- セクシュアルハラスメントや不適切な接触
- 過度な要求や長時間の執拗な苦情
- 職員に対する人格否定的な言動

6. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分説明し同意を得ると共に、その状況及び時間、緊急やむを得ない理由について記録します。

7. 虐待防止について

施設は利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者 施設長 浅野泰彦
- ②虐待防止の指針を整備します。
- ③虐待防止のための対策等を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- ④職員に対して、虐待防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤サービス提供中に当該職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に報告します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

外出、外泊	その都度外出外泊先、用件、帰着予定日時を届出に記入してください。
喫煙	「健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」に則って、敷地内及び施設内での喫煙は禁止とします。
設備、器具の利用	本来の用途に従って利用して下さい。
金銭、貴重品の管理	原則、持ち込み不可。自己管理をお願いしております。紛失をしても施設側は一切責任を負いません。
所持品の持ち込み	身の回り品に限り持ち込めます。
施設外での受診	原則、ご家族様での対応をお願いしております。
宗教活動	他人を排撃し、他人の自由を侵すような行為は禁止します。
ペット	ペットの持ち込みは禁止します。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

氏名	(続柄)
住所	〒 -
<input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 携帯番号	

【主治医】

病院・診療所名	
医師名	
診療科目	
電話番号	
住所	〒 -

10. 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称	所在地	診療科目
井口腎泌尿器科・内科 親水	東京都江戸川区東小松川 2-7-1 03-5661-3872	腎泌尿器科 整形外科 内科・生活習慣病
タムス瑞江病院	東京都江戸川区南篠崎町 3-25-13 03-5879-7821	整形外科 内科 リハビリテーション科
イムス東京葛飾総合病院	東京都葛飾区西新小岩 4-18-1 03-5670-9901	内科 循環器内科 消化器科 整形外科 脳神経外科ほか
平成立石病院 平成立石ペンギンクリニック	東京都葛飾区立石 5-1-4 03-3692-2121 東京都葛飾区立石 5-7-3 03-3693-3131	内科 呼吸器科 消化器科 循環器内科 外科 整形外科 脳神経内科 脳神経外科ほか

11. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 避難誘導担当をおき、避難誘導、報告をします。
- (2) 防災設備 防火戸、防火シャッター、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、非難器具、誘導等、非常灯
- (3) 防災訓練 防災教育の徹底のため消火訓練、通報訓練、避難訓練、安全防護及び応急救護訓練を実施します。
- (4) 防火責任者 濱中 宏遠

12. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じる。

13. 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

<サービス事業所の相談窓口>

電話番号	03-6638-7910
受付時間	月曜～金曜 9:00～17:00
担当者	施設長 浅野泰彦 生活相談員 吉田秀美

<サービス事業所以外の相談窓口>

区市町村	受付窓口：江戸川区介護保険課事業者調整係 電話番号：03-5662-0032
東京都国民健康保険 団体連合会	受付窓口：介護保険部相談指導課 電話番号：03-5326-0878

サービス提供の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 <所在地> 〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨4-3-13
<事業者名> 東京都 第1372311496号
社会福祉法人 自靖会 特別養護老人ホーム いずみ
<電話番号> 03-6638-7910
<代表者> 理事長 井口 愛 (印)
<説明者> 氏名 吉田 秀美 (印)

私は、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供を受けることに同意し、受領しました。

令和 年 月 日

<利用者>

氏名 _____ (印)

住所 _____

(代筆者: _____)

<家族代表者>

氏名 _____ (印)

(利用者本人との関係: _____)

住所 _____

(電話番号: _____)

<身元引受人>

氏名 _____ (印)

住所 _____

(電話番号: _____)